

令和7年度 第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和8年3月27日（金）14：00～15：50

場 所：小田原市役所7階 大会議室

日 程

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

ア おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について

イ 成年後見制度の利用促進に向けた取組の実施状況等に係る委員意見について

ウ 成年後見人送付先一括変更の受付件数及び市長申立て件数・報酬助成件数について

(2) その他

3 次回会議の日程等について

4 閉会

発言者	内 容
福祉政策課副課長（渡辺）	皆様、こんにちは。押田委員が電車の遅延により少々遅れるという御連絡がございました。押田委員がお見えになっておりませんが、定刻となりましたので、只今から、令和7年度第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたします。 ここで、事務局から本日の会議の出席者等について、御報告させていただきます。 本日の会議の出席者は、山崎委員から欠席の御連絡をいただいております。押田委員が参りましたら9人となりまして、審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、本日は福祉健康部長が出席の予定でしたが、体調不良のため欠席になっておりますので御了承願います。次に傍聴者ですが、現在のところ傍聴希望者はございません。 なお、本日の会議につきましても後日会議録を作成する都合がござ

いますので録音させていただいております。予め御了承ください。それでは浅沼会長、議事の進行をお願いいたします。

会長（議長）

皆様、こんにちは。年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。速やかに議事を進行していきたいと思いますので御協力をお願いいたします。それでは、次第の２「議事」に入る前に事務局から報告があります。事務局、お願いいたします。

福祉政策課長
（塚田）

福祉政策課長の塚田でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

初めに、委員の皆様にご報告させていただきます。本審議会の瀬戸委員ですが、民生委員児童委員の改選により昨年の１１月３０日をもって、本審議会委員を退任されております。そこで、本日は小田原市民生委員児童委員協議会より新たに御推薦をいただきました加藤委員を御紹介させていただきたいと存じます。

それでは、加藤委員よろしくをお願いいたします。

加藤委員

初めまして、民生委員の加藤です。初めてのことなので皆さんに御迷惑をかけることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（議長）

加藤委員、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次第の２「議事」に入りたいと思います。（１）報告事項のア「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

社会福祉協議
会（石井）

小田原市社会福祉協議会権利擁護推進担当リーダーの石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃、皆様におかれましてはいろいろな件で御協力、御支援をいただきましてありがとうございます。では、「おだわら成年後見支援セ

ンターTOMONI（ともに）の運営状況等について」御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料3を御覧ください。1 運営目標につきましては、御覧のとおりです。2 令和7年度の運営状況等につきまして（1）広報機能、普及啓発につきましては、①広報は、ホームページの運営、各種印刷物関係の配架、いろいろなところに配架し、会議があるときにお配りし、御案内をさせていただいております。②講演会等は、講演会と相談会を令和7年度は11月7日にコスモスさんと共催で「成年後見制度講演会・相談会」と表しまして行いました。内容は「もっともっとわかる成年後見制度」ということで、変わっていく制度のポイントを中野センター長から「元気なうちにできる準備について」、「任意後見制度について」を小田原公証役場の佐藤公証人に御講義いただきました。相談会につきましては3件ございまして、2士業の関係者に御対応いただきました。今年度の講演会につきましてはタウン誌にも取り上げていただきまして、合計で100名の参加がございました。その内、市民の参加は、55名でありました。なお、講演会の開催数の増加につきましては、限られた予算の中で実施しておりますので、今までいただきました御意見もございしますが、今後の開催や周知の方法などの参考にさせていただきたいと思っております。また、講演会以外での住民の方などへの周知の仕方も普及啓発の機会と考えております。今年度は住民の方への周知の場の機会も増えております。

2ページを御覧ください。2ページにテーマ別講演会、出張しての講座ということで出前講座的なものを行いました。こちらにつきましては、各種福祉団体や住民組織などの依頼によりまして、制度の説明などを実施する機会が増え、令和7年度は表のとおり実施いたしました。主催者も後見支援チームの一員となる地域包括支援センターや、障がい者、支援者、病院での勉強会、ケアマネの士業連携研修会などと家族会、地域の住民組織の方からの依頼に基づいて実施をいたしました。今後も依頼を受けながら説明に出向かせていただく方法を取り、成年後見制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

3ページを御覧ください。（2）相談機能・権利擁護の相談につき

まして、①通常相談については、随時相談に対応しております。後ほど、御説明させていただきます。②定期相談会については、コスモスさんとの共催によりまして偶数月の第二水曜日の午後に実施をしております。（３）成年後見制度利用促進機能・市民後見人の養成等につきまして、①市民後見人養成事業は第３期生を養成しています。入門編となる基礎研修は、今年１月に神奈川県社会福祉協議会主催のもと実施をしております。また、今年の６月からは実践研修、９月から実務研修を実施予定であります。その中の実践研修につきましては、市民後見人候補者第１期生・第２期生の９名の方がいらっしゃいますが、フォローアップとして第１期生・第２期生にも参加を呼び掛けていく予定としております。②市民後見人候補者名簿登録者第１期生・第２期生の資質向上研修についてです。以前、個別ケア会議やサービス調整会議、地域連携ネットワーク会議に市民後見人の参加をとの御意見をいただきましたが、これらの会議が課題を抱える本人の個人情報を取り扱うこともございますので、本人と関わりのない市民後見人候補者の参加は難しいものと考えております。そのため、本年度はフォローアップとして記載の２つの参加を呼び掛けさせていただきました。１１月７日の成年後見制度講演会をフォローアップ研修と位置付けまして、２月２０日に多職種交流会、こちらは様々な職種、団体の人と顔の見える関係を作る交流会への参加を目的に開催しておりますが、こちらの２つをフォローアップとして位置付けました。

次のページをおめくりください。

４ページ、（４）後見人等支援機能・地域連携ネットワーク関係の会議、①の会議についてですけれども、本年度も２回行いました。参加者は記載のとおりですが、８月は成年後見制度の見直しに関する法制審議会の動向についての報告、後見人が選任されるまでの本人に対しての支援体制ということで情報交換をいたしました。２月は８月の参加者に加えまして家庭裁判所の後見係の方からオブザーバー参加していただきまして、記載されています地域連携ネットワーク会議の開催方法について、認知症の方の車や自転車の運転について、本市の成年後見人等の受任状況について、市長申立以外の事案に関わる市民後

見人の受任の仕組みづくりについてということを経験交換や意見交換をいたしました。②多職種交流会についてです。今までは、小田原市地域包括支援センターの社会福祉士部会で開催されていましたが、今年度は TOMONI で開催をすることにいたしました。2月20日に開催いたしまして、参加者については士業の先生、それから介護関係のケアネット OHMY、医療ソーシャルワーカー、地域包括支援センター、法テラス、市民後見人候補者名簿登録者の方に御参加をいただきまして、ワールドカフェ形式で話し合いを通して様々な職種、団体の方と顔が見える関係を構築するということをお願いしまして、参加者は69名でした。テーマはここに記載しているテーマに基づいてそれぞれワールドカフェ方式で意見をいただき、2回周っていただくような形で、いろいろな方と交流していただけたものと思っております。③上記以外の連携については、11月から法テラスの指定相談場所の設置ということで、毎月1回第4火曜日に実施しており、市社協の相談支援担当との共同で行っています。2月12日には地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センター、市高齢介護課の方々と連携いたしまして、複数の課題を抱える相談者に対する成年後見制度も含めた支援方法の検討をいたしました。そして、通年を通じて横浜家裁小田原支部の方と意見交換や申立セットの取扱いについて連携を図っております。

5 ページに移ります。3 相談支援の状況についてです。(1) 相談内容別の件数ですが、この中で内容・件数は表のとおりなのですが、一番上の法定後見の仕組み、申立ての進め方や具体的な事例を伴う相談が多く占めております。グラフ1の下に、状況1として法定及び任意後見に関する相談比率の変化はございませんでした。表の中にその他という記載がありますが、その他の分類の内訳につきましては、地域ケア会議における個別課題の対応、自分の死後のこと、親族として本人に対する関わり方、相続に関することの内容でして、これはセンター長による対応、地域包括支援センターへの紹介や傾聴といった方法で対応いたしました。同じく、表の中の継続対応相談は、大体相談は多くて2回くらいで終了しておりますが、一番多い件数で4回というのがございました。この4回については、申立てに関わる書

類の整え方や記入方法のアドバイスをさせていただきながら関わらせていただきました。その後、後見人が選任された方が、初回の報告の仕方についてどんなふうに、どう書いたらいいのだろうという御相談があつて、さらに御支援をしたものがあります。

ページをおめくりいただきまして、6ページになります。(2) 相談方法、対象者の属性につきましては、相談方法で一番多かったのは来所です。一度、電話でお問い合わせがありまして丁寧に対応させていただくために、改めてお越しいただく日にちを調整させていただいてお越しいただいたということで、来所が一番多いです。そして、対象者につきましては、高齢者、続いて障がい児・者となっております。相談内容につきましては、利用検討・手続き対応、記入の仕方や進め方に関する申立て支援というのが多かった内容になります。そして、グラフ2を御覧いただきますと、その中で令和7年4月から令和8年2月ですが、申立ての支援が今年度に入りまして人数が多くなりました。それが、7ページの状況2にも書かせていただいておりますけれども、申立支援が増加傾向にありまして、申立てセットの手渡しも28回ございました。申立てセットは、家庭裁判所から申立書類を預かりまして、段取りマップの加工で注意点の強調とか申立ての手引きのページを参照し、当初入っている書類について「依頼するもの」、「御自身で作成するもの」、「取り寄せるもの」という形で分けをいたしまして、それをクリップ留めして説明しながらお渡しする工夫をしています。そして、表の中で相談内容に「不安・不満」というのがございますが、こちらについては、身寄りがない人の自宅の処分、その他の身の振り方といった相談が同じ方から2回あり、後見人に対する不満は同一家族から3回相談がありました。後者の後見人に対する不満については、センター長の助言などによって対応をしております。

(3) 相談者の属性・対応方法につきましては、相談者が配偶者・子ども・御親族が一番多かったです。対応につきましては、今まで御説明をしてきたように制度説明、傾聴や簡易な助言、土業関係の方への相談窓口や専門機関の紹介、申立て支援を多く対応させていただきました。

福祉政策課長
(塚田)

最後、8ページをおめくりいただきますと、年度別状況ということで書かせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように申立て支援というところが以前に比べて増えているという状況です。説明は以上でございます。

今、TOMOMI の説明をさせていただきましたけれども、引き続き、市から補足の説明と令和7年度の実績を踏まえた令和8年度の成年後見制度利用促進に関する施策の方向性を説明させていただきます。

基本的には中核機関の運営をはじめ、令和7年度に実施してまいりました事業を継続していきたいと考えております。本審議会からの御意見も踏まえて対象範囲を拡充しました低所得世帯を対象とする審判請求費用や後見人等への報酬費用の助成制度につきましても、引き続き同じ条件で実施してまいりたいと考えております。また、本市の成年後見制度や権利擁護支援で中心的な役割を担う成年後見支援センターTOMONI の運営につきましては、只今、令和7年度運営状況を報告させていただきましたが、運營業務の受託者である市社協側と密に情報共有をしながら市民や支援機関からの相談にしっかりと応えられるよう改善を図りながら運営してまいりたいと考えております。また、本審議会で、「今後相談件数が増えると、成年後見支援センターTOMONI のマンパワーが不足するのではないか。」というような御意見を以前いただいているところではございますが、報告にありましたように相談件数が概ね一定程度で推移していること、また、市の財政状況も大変厳しいことがございまして、そういったことを踏まえて令和8年度については、令和7年度と同じ人員体制で運営してまいりたいと考えているところでございます。

次に、成年後見制度に関する国の動きについて少し触れさせていただきたいと思います。資料3の最後の9ページを御覧ください。まず、1 民法の改正でございます。皆様すでに御存じかと思いますが、法務省が所管する法制審議会の民法部会におきまして「民法等の改正に関する要綱案」が取りまとめられ、先月法務大臣に答申がなされております。その要綱案による主な改正ポイントといたしまして

は、「後見」と「保佐」の類型を廃止して「補助」のみとされることが、後見制度の利用が必要でなくなったときに制度の利用を終了できるようにすること、個々のニーズに応じて利用する制度を選択することなどが盛り込まれております。現時点において、国から法改正のスケジュールなど詳細な連絡はないところですが、法改正に伴い、国の成年後見制度利用促進基本計画も変更されることが見込まれます。そうした際、国の基本計画を受けて策定しております、本市の成年後見制度利用促進指針の見直しも必要になってまいります。その際は、本審議会に御意見を伺いながら改訂してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、2 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめでございます。厚生労働省が設置している地域共生社会の在り方検討会議では、成年後見制度の見直しに関する事項が検討項目の1つに挙げられておりました。昨年7月に中間とりまとめが公表されています。主な内容といたしましては、権利擁護支援の充実に向けて各市町村社協が相談窓口となっている日常生活自立支援事業を拡充・発展させる必要があること、意思決定支援の充実を図るため、市民が本人の目線で意思決定支援を行う取組を推進する必要があること、司法と福祉との連携を確保するため中核機関の段階的な法定化を検討する必要があること、中核機関の法律上の名称を「権利擁護推進センター」とすることなどが提言されております。

以上、国の動きを簡単に御説明させていただきましたけれども、中核機関の位置付けも大きく変わってくることが想定されますので、必要に応じて本審議会の御意見も伺いながらしっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。只今、御説明いただいたところですが、皆様から御質問を承りたいと思います。御質問がある方は挙手をお願いいたします。

最初は私の方から質問をさせていただきます。実践研修第3期が動き出しているというふうに聞いておりますけれども、実践研修を受講

	される方は今何人把握できているのでしょうか。
社会福祉協議会（石井） 会長（議長）	聞いています情報は、2名ということでお伺いしております。 ありがとうございます。もう1点。資料の4ページ、下の部分、上記以外の連携といったところで、11月から法テラスの指定相談場所になったということですがけれども、実際これはどのような形で運用されているのか、されようとしているのか。もし実績があれば実績も含めて、実績がなければどんな感じになるのかというお話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。
福祉政策課副課長（渡辺）	こちらの法テラスの指定相談場所の設置ということですがけれども、こちらは法テラスの方から弁護士の先生が社協がある総合医療福祉会館にお越しになり、事前の予約が必要になりますが、各種相談支援機関、例えば地域包括支援センターや行政が、その困ってらっしゃる相談ごとがある御本人に同行して法テラスの出張相談へ行って、そこからさらにどのようなことが問題になっているのかをお伺いして、今後、法テラスをそのまま継続して使うのかどうかというようなことを、その場で対応しております。人数的には、1回の相談で2、3名しか相談を受けられないような形ですが、おおむね毎回枠は埋まっているような感じになっているかと思います。私からは以上です。
社会福祉協議会（石井） 会長（議長）	相談の実績は、1月末現在ですが、11月から開始をして11月が3件、12月も3件、1月が1件です。最大1日に相談いただけるのが3件となっておりますので、今、説明がありましたように、ほぼほぼ埋まっているような状況ではございます。 ありがとうございます。もう少し確認をさせてもらいたいと思いますが、場所は社協さんの中の相談ブースということでよろしいでしょうか。

社会福祉協議会（石井）	はい、そうです。
会長（議長）	不定期に開催されているものではなくて、日にちが指定されていて、予約を受け付けているという状況でしょうか。
社会福祉協議会（石井）	定期的に開催となっておりまして、毎月第4火曜日に行うような形で開催しております。
会長（議長）	ありがとうございました。今後の課題にも挙げられていましたけれども、司法の分野と医療・福祉の連携といったところの話がありましたけれども、法テラスというとまさに法律相談の最初の窓口みたいなところの意味合いもあると思いますので、その点で詳しくお伺いいたしました。ありがとうございました。
福祉政策課副課長（渡辺）	1点補足なのですが、相談の申込みなのですが、基本的には困りごとがある御本人からではなく、その方が相談している相談支援機関ですね、例えば、高齢介護課かもしれませんし、地域包括かもしれませんが、そこの支援している方、支援者からの相談申込みという形になっております。以上です。
会長（議長）	ありがとうございました。それでは、他に御質問がありましたら、境委員、お願いします。
境委員	法テラスというのは、受付があって、事務局があって、我々なんか相談に行くときには、弁護士さんを事務局が手配をしてこの弁護士さんと相談してくださいというふうに決められることが多いのですが、ここに来る法テラスというのは事務局の方が見えるのですか。
社会福祉協議会（石井）	お見えになられます弁護士さんは、やはり当番で決められてお見えになるというふうにお伺いしております。

境委員	弁護士が来られるということですね。
社会福祉協議会（石井）	はい、お一方お見えになります。
境委員	事務局が来て何を相談するのだろうと思ったものですから、弁護士さんが来ているわけですね。そうすると、法テラスが使えるかどうかというのは、財産案件などいろいろな要件があるんですけども、そういう相談は多いわけですか。そうではなくて、例えば成年後見制度の内容の相談でしょうか。
社会福祉協議会（秋山）	中核機関の報告には載せていますが、相談内容的には従来の法テラスの相談と特に変わりはありません。社会福祉協議会としては、まるごと相談の部門と中核の部門と一緒にあって、法テラスがいろいろな場所を相談場所にしたいと言う要望に基づいて社協の建物もひとつの相談場所にしてくれないかという打診がありました。したがって、私どもが行っているのは受付のみです。後は、法テラスが段取りした弁護士さんに来ていただいて、その弁護士さんと受付をした相談者を引き合わせるというところで終わりです。
境委員	では、法テラスの方が主体となって拡大していこうということですね。
社会福祉協議会（秋山）	相談場所を拡大したいということです。
境委員	非常にいい事ですね。法テラスって非常に閉鎖的なところだったのが、それを拡大していったということで、もう、私なんかは何年か前に行ったときは、「あなた対象外ですね。」と言われて、「えっ」という感じでしたけど、法テラスが拡大していくというのはすごくいいことだと思います。是非、続けて行ってください。よろしくお願いします。
	それと、もう1つですが、今回の報告の中で非常に頼もしいと思

	ったのは、いろいろ家庭裁判所とか今の法テラスも含めて、司法との連携がどんどん広がっているというそんなイメージを非常に持って、ずっとこれが望みだったんですが、どんどん進んでいるなということで非常に嬉しい限りです。その中で同じ4ページ目の2月3日に横浜家庭裁判所小田原支部の後見開始係がオブザーバー参加というのは、どういう会議なのですか。
社会福祉協議会（秋山）	地域連携ネットワーク会議でございまして、年2回開催、従来どおり行っております。家裁のスタンスとしては、2回の内1回はオブザーバー参加をさせていただきということで、来ていただいて情報交換をしています。
境委員	後見係の人が社協に来て、そこで一緒に相談するというのでしょうか。
社会福祉協議会（秋山）	士業の先生方や警察の方と一緒に話し合う、情報交換をしようということなんです。
境委員	そういう意味ですか。一番望ましかった形ですね。是非、これやってほしいといった形なので、これはどんどん進んでいるなと思います。社協さん、中核機関と裁判所が直接話ができるようになってきたということですね。
社会福祉協議会（秋山）	そうですね。
境委員	素晴らしいですね、ありがとうございます。ずっと私、それを言っていたんですが、いつ実現するのだろうと思っていました。全部、家庭裁判所が断っているというイメージだったんですが、大分進行してきたなということで、ありがとうございます。お疲れ様でした。
会長（議長）	よろしいでしょうか。他に質問がありましたら伺います。

押田委員	よろしいですか。この申立支援が増加傾向ということですが、これは申立てセットを手渡しして、さらにいろいろ工夫して分かりやすく渡されていると、これ非常にいいことだなとちょっと感動いたしました。本当によく考えられているなと思います。ただ、こうやって非常に件数が増えてきて、先ほどのお話の中で少しいっぱいになってきているというようなお話もあったかと思うのですが、実際にその相談にかかる時間というのは1件当たりどのくらいでしょうか。いろいろあると思いますが、平均するとどのくらいになるのでしょうか。
社会福祉協議会（秋山）	社協の秋山ですけれども、主に私に対応しています。大体普通の相談でしたら、30分、長くて1時間です。制度説明をして、さらに申立てを希望する場合は、その申立てセットの内容、準備の仕方を含めると大体1時間ぐらいです。さらには、これはケースバイケースとなりますが、場合によっては親族の方が実際に「申立書を書きたい。」というような場合、「ここの部分が分からないのですが。」と聞かれる場合もあります。その場合は「こういうふうに書いた方がいいのではないのでしょうか。」とアドバイスをしながら、書類を整えるお手伝いまでをするといった対応をすると2、3時間かかります。あまり例はないですけれども、そういった例も2、3見受けられます。
押田委員	そうすると、今後件数が増えてくると、そういう負担というか、その時間が大きな問題となってくるので、早いうちにその部分をどうするかというのを決めていかないといけないのかなと感じました。
会長（議長）	ありがとうございます。他に御質問いかがでしょうか。
境委員	それに関連するのか、しないのか分からないのですが、私が認識していなかったのが1つありまして、小田原市の方で後見人の方に補助を出すとかいろいろどんどん進めてくださっていて、進んでいるなという感じがしたのですが、審判費用も補助を出すという制度はありましたか。私は今日初めて聞いたのですが。

高 齢 介 護 課 係 長（鈴木）	審判費用についても助成する仕組みを設けております。
境委員	これは、本人が申立てするときの審判費用でしょうか。
高 齢 介 護 課 係 長（鈴木）	そうです。実際に家庭裁判所に申立てる際に所定の登記手数料がかかりますけれども、その費用についてというところになります。
境委員	家庭裁判所に審判を申立てるときですね。
高 齢 介 護 課 係 長（鈴木）	そうです。後ほど、またこの件に関しては資料で表でまとめておりますので、そちらでまた御説明させていただきます。
境委員	これは前にも説明ありましたか。少し私が覚えてないだけかもしれませんが。
高 齢 介 護 課 係 長（鈴木）	実績等については今回初めてお出しする形になると思いますので、後ほど触れさせていただきます。
境委員	また、それも随分進んだなと思って今日聞いたのですが、ありがとうございました、後でお聞かせください。お願いします。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。中山委員お願いします。
中山委員	質問ではないと思うのですが、3ページの（3）の②で市民後見人候補者名簿登録者の資質向上研修をこのようにたくさんやられているのは非常にありがたいし、好ましいことだと思っているのですが、もっと踏み込んだ内容に参加できないものなのかなというふう に少し思っておりまして、例えばですが、地域連携ネットワーク会議、これにも参加がもし可能であれば、あるいは見学とかが可能であれば、もっと身に付くのではないのかなと感じております。ただし、先ほど石井さんから御説明がありましたが、個人情報の縛りが無い開

催ものに参加してもらっているという話がありましたので、ネットワーク会議の方は難しいのかなとは思っていますが、いかがでしょうか。

福祉政策課長
(塚田)

我々もいろいろな取組を行っておりますので、後見人候補者の皆様にも、やはり参加いただけるような機会を増やして行けたらなと思っております。今、御意見ありましたけれども、必ずしも全てが個人情報絡むものでもないですし、そういった見識を広めていただく形で、関係者の皆様とのつながりを持っていただいたりという機会は大変なことだと思うので、そこは新年度に向けて含めて検討してまいりたいと思います。

中山委員

ありがとうございます。

会長（議長）

中山委員は市民後見人養成講座を修了されていらっしゃる。

中山委員

候補者リストに入っています。

会長（議長）

受講された方ということで、もっともっと勉強したい、活躍の場が欲しいという御意見だったと思いますので、取り入れていただければなと思います。他にいかがでしょうか。

中山委員

もう1つよろしいでしょうか。踏み込んだ話になってしまうのかなと思いますが、一番最後の9ページに新しい後見制度の見直しに関する本当のアウトラインみたいなものを載せていますけれども、前回の社協さんの御説明の中に令和9年に法改正されるのではないかという話がありまして、正式に形が決まった段階では新しく成年後見制度、特に法定後見人制度がこのように変わって行くというような、例えば説明会なりをたくさんされる予定だと思っていますが、今のところどのようにお考えでしょうか。

会長（議長）	はい、お願いします。
社会福祉協議会（秋山）	すみません、1つ謝らせてください。令和9年というのは、少し現実的ではないかなと思います。この間、中野センター長から報告も受けまして、中野センター長は、この国の会議に弁護士枠でサポート役として出席しています。今までの例で行くと、法制化まで行くには多少なりとも時間がかかるということです。そのような中で、結構変わる制度なので、例えば令和8年度の講演会などは、去年も今年度も行いましたが、さらに、もう一步踏み込んだ形でこういうふうにな変わって行きますよというような内容でも講演会をやってもいいのかな、ということと思っています。それも自分の中では、国の法制審議会に出ている弁護士さんでとてもお話が上手な方がいるので、お金がかかるかもしれませんがそういった方を是非呼びできればなと思っています。いずれにしても、より時間が経つにつれてどんどん具体化されていくと思うので、その時に応じたいろいろな周知を考えていければなと思っています。
会長（議長）	ありがとうございました。
境委員	今の話ですが、今回のこの改正は、ものすごい改正なんですよ。我々でさえ認識できないというか、どうやってやればいいのかと、まったくひっくり返るような改正になってしまうので、非常にこの説明だとか、これからどうやって進めて行ったらいいのかも非常に重要なのですけれども、これを市民の方に話すと混乱しますよ。だから、こんなことを言ったら悪いのですが、今回の講演会でその話、センター長がお話されましたが、あれは市民の方を混乱させただけです。市民の方達は今の制度がどうなっているかさえも知らない。それを聞きに来ています。そこで今度、今年の国会で決まりますから施行は来年ですね。来年には施行されます。そこで「でんぐり返るよ。」というような話をあまり市民の方にはしない方が私はいいと思います。中身がどういうふうになるのか、例えば今まで我々が受けている後見

はどうなるのか、全部ひっくり返るのかということまで含めて他の親族後見人で受けている方もひっくり返ってしまうわけですね。だから、これは市民の方に説明するにはかなり考慮してやった方がいいと思います。我々でさえ何時間かけてもよく分からないという状況なので、作っている本人が分かっているのか、法制審議会が分かってやっているのかということ自体が分からないので、後見人制度というのはものすごく幅広いので、その一つ一つまで全部行き届いているのかというのはすごく難しいところですね。ちょっと最初に戻ると、例えば中山さんが仰っていましたけれども、「教えてください。」と言われて、我々でも分からないことを皆さんが聞いても、もっと分からなくなるのではないかという気が私はしています。これ、もう少し国の方が分かりやすい指針を出してくるまでは、少し待った方がいいかもしれない。ただ、法制審議会を通過してしまいましたから、もうこれ国会で決めるだけなので今年の国会では決まるはずですから、そうすると施行は1年後になりますね。それまでの間に少しずつ少しずつ中身を伝えていくという方策を是非お願いしたいと思います。一般市民の方は全く分からないと私は思っていますけど。私も少しびっくりしたのですけれども、ここまで変えるというので。

会長（議長）

ありがとうございました。「私は」という前置きをいただいた上で御意見ですけれども、事務局から説明がありましたらお願いしたいのと、もし、参加された方の感想みたいなものを集約されているようであれば、少し御披露いただければと思います。

社会福祉協議会（秋山）

一応「勉強になりました。」ということで、御意見を伺っています。特に今回2つのテーマでやったのですが、どちらかというともう1個の任意後見の方に御興味があった方が多かったのかなということで、2つのテーマで総じて好評をいただいております。これから制度が変わるということで相談対応の時に、将来的に考えているというような方については、今後こういうふうになる可能性があるかもしれませんが、みたいな情報提供は徐々にではありますけれども、してい

	ます。そのような感じで対応はさせていただいております。
会長（議長）	ありがとうございます。
福祉政策課長 （塚田）	今の御指摘、法改正というのは、大幅な見直しということになりますので、専門の士業の皆様と共有すべき情報の部分と、やはり市民の方に分かりやすく伝えるためにはステップが必要なのだろうなとは思っております。我々も指針を改定する必要もございますし、こういう審議会場でしっかり意見共有や大事なポイントを押さえさせていただいて、そういったものを踏まえて、分かりやすく市民の皆さんが利用しやすい環境づくりに努めて行こうと思っておりますので、そこはしっかり切り分けながら対応してまいりたいというふうに考えています。以上です。
会長（議長）	ありがとうございました。境委員、よろしいでしょうか。
境委員	そうですね。将来のことを考えている方には教えた方がいいです。今のことを考えている方に言うと混乱を起こします。
会長（議長）	ありがとうございました。少し時間の関係もありますので、質問、御意見は出尽くしたということで、次に進めていきたいと思います。 続きまして、報告事項のイ「成年後見制度の利用促進に向けた取組の実施状況等に係る委員意見について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。
福祉政策課長 （塚田）	引き続きまして、私の方から御説明をさせていただきます。 前回の審議会の中で、協議をさせていただいたのちに、委員の皆様からペーパーベース、メールベースで御意見をいただいた案件につきまして、ここで共有させていただきながら、また、担当課の方からそれに対する回答と、方向性を御説明させていただきたいと思っております。

まず、一覧にしておりますが、主な取組ごとに項目を分けまして、順次上から説明をさせていただきたいと思います。

左上の主な取組の1「成年後見制度の理解の促進（普及啓発）」でございますけれども、意見等の欄の上段、出前講座の関係です。これは先ほど中核機関の説明のとおりとなりますので、一旦省略をさせていただきます。続いて、中段の「マイナンバーカードなどの手続きに
来た高齢夫婦世帯や民生委員さんが懸念される世帯へのチラシ等の周知について」でございます。現在、庁舎2階、戸籍住民課でマイナンバーカードの手続きなどを行っております。そちらにモニターがございまして、モニターに制度の相談案内の広告を流しております。戸籍住民課の窓口ですと、個別対応を切り分けて行うのは、なかなか難しい面がございますので、窓口周辺のラック等へ成年後見制度に関するチラシを配架することなどを検討しています。民生委員の皆さんに成年後見制度についても周知を行いまして、やはり地域の中で気になる方がいらっしゃったら民生委員さんを通じて、御案内いただけるようなことも民生委員児童委員協議会の方と検討させていただきたいと思っております。

続いて、三段目になります。これにつきましても先ほど中核機関の方から説明があったとおりでございますので、一旦控えさせていただきます。

次に、主な取組の2「相談支援体制の充実」でございます。現状、おだわら成年後見支援センターTOMONIでは、電話やメール、窓口での相談に加え、訪問による相談対応を行っております。現状、既存の体制で対応できている状況にあると考えておりまして、また、市民後見人候補者の多くの方には、社会福祉協議会で実施しております日常生活自立支援事業の生活支援員として登録し活動されています。市民後見人候補者の方の活用につきましては、他の活用方法について先ほど御意見もありましたけれども、いろいろな形で範囲を拡大していけたらと考えているところでございます。

次に、主な取組の3「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」でございます。こちらの上段部分の「個別ケア会議やサービス調

整会議に研修として市民後見人や市民後見人候補者が参加できないか」との部分と、主な取組の6「終活登録制度」については、後ほど高齢介護課の方から説明を加えさせていただきます。取組の3の下段の部分の「地域連携ネットワーク会議」の関係は、先ほど中核機関の説明の中に含めさせていただいております。

続きまして、主な取組の4「市民後見人の養成・支援」でございます。まず、意見等の欄の上段の「認知症サポーター養成講座と同様の後見人サポーター養成講座ができないか」との御意見をいただいております。現在、市では第3期の市民後見人養成研修、また市民後見人候補者へのフォローアップ研修を実施し、こうした形で地域における権利擁護支援の担い手の育成に注力させていただいております。したがって、後見人サポーター養成講座を新たに実施しようとするすると、さらにTOMONIの運営体制の整備等も必要になることがございまして、今現状ですぐにこうした形のものをできるというのは難しいと考えておりますが、いろいろな体制も含めて今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、下段の「市民後見人候補者の活動の場がないということで、活用する仕組みを作る必要があるのではないか」との御意見です。現状、市長申立ての件数は増えてきておりますが、まだまだ市民後見人候補者の方が受任できる案件が市には少ない状況にあります。今、国の方で成年後見制度の見直しがされておりますので、そういった動向を踏まえつつ市長申立て以外の案件について市民後見人候補者が受任できる仕組みづくりができないかということは、地域連携ネットワーク会議の中でもいろいろ御意見をいただきながらその仕組み作りの検討を進めて行きたいと考えております。

今後、法改正や国の成年後見制度利用促進基本計画の改定が行われると思われますので、国の動向を見定めたくうえで、本市の成年後見制度利用促進指針の改定や必要に応じて事業等の見直しを図る必要があります、その点につきましては、審議会委員の皆様の御協力をいただきたいと考えております。

続いて3段目になります。これにつきましては、先ほど中核機関の

高齢介護課係
長（鈴木）

説明の中で触れさせていただいたことになろうかと思います。

次に主な取組の6「終活登録制度」については、高齢介護課からの説明になります。私からの説明は以上でございます。

高齢介護課の鈴木と申します。ここからは私から御説明させていただきます。着座にて進めさせていただきます。

引き続き資料4になりますけれども、この内の主な取組の項番3「権利擁護支援の地域ネットワークづくり」にかかる意見等の前段にございますが、市民後見人候補者の方に「個別ケア会議やサービス調整会議に参加してもらってはどうか。」という御意見がございました。こちらについては、先ほど中山委員から御発言があったとおりなのですが、こちらの会議はいずれも高齢者本人の個人情報取り扱いされるというところになっておりまして、当該個人情報の利用目的がない方の参加は難しいかなというふうに考えておりまして、市民後見人候補者による成年後見制度の普及啓発といたしましては、こういった会議体とは別の場への参加について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の一番下、項番6「終活登録制度」についてということで、「インターネットによる登録制度の実施が出来ないか。」という御意見をいただきました。冒頭にもありますが、引き続いて本市では横須賀市の取組を検証しながら、新たな終活登録制度について検証を進めているところでございます。一方で、令和8年度に制度開始に向けて調整を進めております「緊急要請カードの配布事業」や既に配布を行っております「ライフデザインノート配布事業」との整合性といったところを確認しております。具体的な確認点といたしましては、個人情報についてどこまで登録管理をするのか、また、利用者目線で考えた場合に何度も同じ内容を入力しなくても良いようにこれらの制度の住み分けを現在精査しているところでございます。また、これらの制度につきましては、医療機関等の既存制度の協力者への説明が必要であると考えているところでございます。御覧になっている資料4にかかる説明は以上となりますが、ここで前々回の審議会におき

まして、委員様の御意見としまして「入院中の身寄りのない高齢者の退院調整の際に成年後見人や身元保証人がいないと老人ホーム等の入所施設で受け入れが困難な事例がある。」ということで、「介護保険の保険者として入所施設への受け入れを促す対応を検討できないか。」というような意見がございました。こちらにつきましては、口頭で説明させていただきますが、まず前提といたしましては、介護保険施設に関連する法令上は、施設入所に際して、これは成年後見人を含みますが、身元保証人を求めるような規定はございません。また、正当な理由なく介護サービスの提供を拒否することはできないとされておりました、身元保証人等がないことでサービスの提供を拒否する正当な理由には該当しないというところになります。この点につきましては、厚生労働省の全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議において、介護保険施設に対する指導・監督権限を有する都道府県に対しまして、介護保険施設が身元保証人等がない事のみを理由に入所を拒むことがないように適切に指導・監督を行うようにという旨が通知されているというところでございます。

一方で、施設側の視点に立ちますと、持続可能な施設経営を行うために、利用料の滞納や本人の判断能力が低下した場合における身上保護、財産管理など様々なリスクが発生してきますので、そういったものを回避しようとする動きというのも当然ながら理解できるかなというところではあります。今回の施設入所というところにつきましては、これも2019年に厚生労働省が作成したガイドラインでは、身寄りのない高齢者の施設入所に関わるシーンについて、サポート体制を作って支援するようにと事例紹介を取り上げております。本市としてもこういった事例を参考にしながら、引き続き支援者間で連携をして、本人に必要なサポートを整えることでこういった事例に対応したいと考えておりますので、もしこういった事案がありましたら最寄りの地域包括支援センターあるいは高齢介護課の地域包括支援係へ御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上とさせていただきます。

会長（議長）	御説明ありがとうございました。只今、こちらにいらっしゃる委員の皆様から前回やこれまでに寄せられた意見を踏まえまして、事務局からお考えであったり、方針であったり、方向性の課題を整理していただきながら御説明をいただきました。皆様から御質問あるいは御意見がありましたらお伺いしたいと思います。挙手をお願いいたします。
境委員	今の病院を退院して施設に入れなければならないというのは病院から次々と電話がかかってくるので、そんなことはないという指導をお願いします。病院には居られないため、施設に移すためには身元引受人が必要だから、「先生、後見人をやってください。」と、すごい数がかかりますよ。本来なら法律上それは許されないはずですが、向こうの経営の問題もありますから。厚生労働省に電話しても「施設の内規がありますから何とも言えません。」と言われてしまい終わりです。その辺の指導をよろしくをお願いします。非常に難しいことなので、施設の方の経営基盤に関わる問題なので、よろしくお願いします。
高齢介護課係長（鈴木）	今の御意見についてなのですが、高齢介護課の中で在宅医療と介護分野の連携について検討する会議がつい先日あり、その中でも身寄りのない高齢者についてどのような課題があるかと、各々の介護分野と医療分野の有識者さんで意見を出し合った中で、やはり真っ先に挙がるのはそういったところで、病院から施設への入所、病院から病院への転院についても身寄りのない方に関しては非常に課題が多いという共通認識がありました。有識者さんでもこういったところは体制をどうするか検討するべきだという意見がありましたので、こちらについても課題として我々も認識しております。このため、引き続き取り組んでまいりたいと思います。
会長（議長）	他に御質問はいかがでしょうか。
中山委員	今の件に関してですが、具体的にそういう状況に陥った人はどうい

う突破口が用意されるのでしょうか。現状、突破しなければいけない、という時に。

高齢介護課係
長（鈴木）

実際にはケースバイケースになってくるのですが、通常だとまず入院している医療機関の方、大概是地域医療連携室の相談員が入院患者さんに付きますが、相談員からその方の容態に応じて適当となる施設や、場合によっては転院先というところに調整をかけることとなりますが、これがなかなか難しいというようなところがあります。そういった時に地域包括支援センターなり、地域包括支援係に御相談が寄せられて、支援者を増やして、実際にもっと候補となる施設を増やすような形になりまして、実際に受け入れているところはどこかないのか、というところであたって行って、受け入れてくれる施設があればそちらにということになります。ケースバイケースで結構時間が掛かったりする場合もありますが、もし急を要するといった場合は、急いで成年後見制度など市長申立ての着手に入らせていただいて、施設入所ないしは転院といったところを進めて行くという事例もございます。

中山委員

ありがとうございます。

会長（議長）

ありがとうございます。他に御質問はいかがでしょうか。古澤委員お願いします。

古澤委員

今の件ですが、市町村申立ての場合に保証人がなぜ絶対に必要かという、以前はなかった。多分、成年後見制度が出来て考え方が弊害として出てきてしまった。市長申立ての場合だと後見人は目安としてこの人にします、退院した後はこの施設に移ると思いますという目途、目途を立てながらやる。要するに施設がもし拒否するのであれば、後々この人が後見人として付きますから受けてくれませんかというコーディネートで以前は自然にやっていた。なぜかと言うと保証人がいないと施設は受けませんという話はなかったが、今は考え方がお

かしな方向へいつてしまっているんで、そこら辺を先ほどおっしゃったように施設の方には指導が入る、保証人がいなければ入所を受けないということをしてはいけませんよということは、ひとつ安心材料としてよかったのですが、やはり施設としては不安材料が根付いてしまっているということがあるので、もしコーディネートできるのであれば、後見人を後々申立てをして付けますから先に受けてもらえませんか、本当は本人の居所をどうにかするのが後見人を付けるより先なのですよ。以前はそれが普通にできていた。

境委員

今でもできますよ。

古澤委員

考え方が変わってしまっている。施設の職員さんが後見人が付かないとうちは受けてはだめだよと勝手に作ってしまっている。

押田委員

昔は、言えば理解してくれたと思います。

古澤委員

それは、皆、施設の職員が後見人を知らなかったからです。

境委員

今でも後見人に私になるつもりですから施設入れてくださいと言って入れてもらっています。

古澤委員

それでいいんです。そうすると施設が受けてくれるのですが、今、施設とか病院の職員が後見人という制度があるんだ、では利用してこれが付いていないと受けるのは難しいですよという切り替えをしてしまっているんで、別に法律的には受けてもいいわけです。もしコーディネートができるのであれば、まず最初のコーディネートは裁判所より現実的には申立人です。可能であれば、御足労ですけれどもやっていただければ、社会的入院とか入所できない状態が本人にとって好ましくない環境にいるわけですよ。ということは、大げさに言うと権利の侵害が発生している。それは後見人が付かないから侵害が発生しているのではなくて、居所をきちんとしていないからだけなので、

そういう悪循環になってしまっているのです、そこら辺はどうしても変えていく必要があるかなと思います。今の保証人が付いていないと受けないというのは、どこでも聞くので、これを変えるのは難しいと思いますが、地道にやっていくことが権利擁護を必要としている方の権利向上につながるとと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

押田委員

それに関連していいですか。保証人の絡みの中で、その部分が非常にあいまいになっているからこそ、民間の会社がどれだけ本気でやっているか、会社としての組織として財産を持っているかどうか分からないような会社でも終活会社となって一般社団法人になっていて、お金を取ってこういうことをしますよというそういった業者がはびこる可能性が出てきてしまうのではないかと私は思っています。そこは行政等々がしっかりと周知徹底して伝えていっていただきたいと思っています。

会長（議長）

はい、ありがとうございます。

境委員

保証人という名前が付いていますが、後見人は保証人にはなれませんので、一番向こうが欲しいのは身元引受人なんです。亡くなった時に病院に居られたら困りますよと、病院が何をやるかという後見人が付いていない時は市役所に遺体を持っていきます。市役所も困りますよね。だから、私は亡くなった場合には身元引受人はやりますよと、納骨はできないけれど、火葬と埋葬まではやりますからと言うと、昔は色々な病院も保証人って名前を書いてくださいと言われていましたが、今は後見人に名前を書き直して、そうやったら、今は大体の病院は分かるみたいです。

押田委員

二重線を引いてタイトルを消して後見人と書いて、実際はそうやってやります。

境委員	病院は分かってきているけど、病院の事情もこちらが考慮してあげないと、向こうもビジネスですから、そこは上手くやっていただきたいなと思います。
会長（議長）	ありがとうございました。ここにいらっしゃる委員の皆さんからも実例を踏まえて色々お話をいただいたところです。この場の皆さんも大きな問題ということで認識しているようですので、引き続き様々な方面から取り組みをしていただければなと思います。この点についてはよろしく願いしたいと思います。他に何か御質問や御意見がありましたら。
境委員	中核機関の活動が最初の頃にこれはどうだろうあれはどうだろう、と言っていたのが、どんどんと前進しているというのは嬉しい限りなのですが、今日の説明で1つだけあったんですが、もう一つ大きな問題があるんですよ。後見人の不正を正すというのは、中核機関にはすごく大きな問題なんです。結構今でも捕まっています。この辺りではありませんけど、良く起こっています。どこかの説明で苦情が3件来ていたけれどセンター長が片付けたという話があったので、それはそれでいいのかなと思います。個人的な問題にかかってしまうかもしれませんので、非常に取扱いがセンシティブですが、このところをどうするかというのは、もう少し検討された方が良いのかなと思います。今のところ大きなことは起こっていないですね。
社会福祉協議会（秋山）	ありません。先ほどの苦情については、後見人さんが弁護士さんなんですが、その付いている弁護士さんとあまり話しが上手くできない、お互いに行き違いがあるのかなというところで、センター長としては、よく話してくださいよというしかないのですが、その苦情を言ってきた人は家庭裁判所にも言っているそうです。まだ納得されないようであれば、調停になるのかなというようなところです。ただ、事実は本当に中核としてもそこら辺まで探ることはできませんので、言ってくる御本人の理解度も微妙なので、それを真に受けてこちらが動

くのは厳しい部分があるのかなというところがあるので、とりあえず、結論から申し上げますと、傾聴に努めています。よほど何か問題がある場合は、家庭裁判所に連絡するといった方法が考えられるかなと思います。

境委員

弁護士さんも弁護士さんでそれなりの対応をすることがありますので、例えば、行政書士でそういうのが来たら、私は県の苦情処理係なのですが、おっしゃるとおりクレーマー、モンスターというのは結構います。言っていることがおかしいだろ、あんたの方がおかしいだろうと言いたくなるのがよくあります。時にはヤクザがいますので、親族で相続人がヤクザだったという場合があるんですよ。これなんか大変なことになってしまう。今後そういうことに対する方策も少し考えていった方が良いのかなと思います。小田原はそんなことはないと思いますが、横浜は凄まじいですから。ひとつずつ全部やるんですよ。そういうことも今はないのでいいんですが、ひとつ大きなところがまだありますよということだけ認識しておいてください。お願いいたします。

会長（議長）

ありがとうございました。他に御質問はありますか。ないようでしたら議事を進めてまいります、はい、どうぞ。

古澤委員

せっかくこれを作っていただいたのでこれについてですが、3番の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」ですが、色々と知恵を出して会議をやられたりしているので段々ネットワークもできてきていると思いますが、前回の会議で採用するかしないかどちらでもいいのですが、時期的な話ですが例えば、民生委員さんから話が上がってきて後見人が必要なのか支援が必要なのかとか、例えば包括さんから上がってきて、また市町村申立てにするので、小田原市にいくとか、そういうケースがあると思いますが、この間、瀬戸委員さんとお話したのですが、民生委員さんから包括に上がって、このケースどうだったかというのがまた小田原市に上がって個人情報に関係もあり

ますが、成功事例があればフィードバックしてもらいたいです。問題があると話し合いはしますが、問題がなくても、「これってこうなっ
てこうなりました。」というのをできたら、そこら辺を民生委員さん
にお話しするなり、「これこうなりましたので、ありがとうございます
でした。」じゃないのですが、そういう成功体験があると民生委員さ
んもこれはこういう感覚で問題にしても良いのかとか、我々支援者も
そうですが、そういうお話をしていただけるとこれはこのパターンで
よかった、これ使えるとか、問題提起で話すことが結構あって多いと
は思いますが、逆に成功体験でも連携を図っていただければ、それが
一番日頃からのネットワークづくりは容易にできる。それができてく
ると、問題があった時に問題として話しやすいと思いますので、意識
的なものになりますけれど、お忙しいとは思いますが、そう報告をし
合うというのは心掛けていただければと思います。それと、4番の
「市民後見人の養成と支援」ですが、少し限ったことを言っていま
すけれど、市民後見人さんに、少し難しいケースもやっていただい
てもいいのかなと思っています。ただ、では研修何年も受けました、
では、徐々にやっていきましょうねというのは分かります。それは、
そういう制度で間違っていないと思います。ただ、それをずっとやっ
てしまっていると、社会福祉士会のケースもそうですが、慎重にやる
方がいらっしゃいます。それでレベルアップしていけばいいですが、
大抵レベルアップしません。絶対しません。もう、ずっと5年10
年経ってもずっと新人です。それは何故かという、楽なケースしか
やらないからです。だから、成年後見は、10年以上やらせていただ
いていますが、経験上のお話をしますと最初に難しいケースをやった方が
絶対にいいです。勉強になります。失敗してもいいです。だから、考
え方を少し変える必要が出てきているのではないかなと思います。あ
まり良い事ではないかもしれないですが、困難事例もあてていただ
いて、法人後見をやられていると思うので法人後見のケースというのは
困難事例のケースが多いと思うので、少し落ち着いているようであ
ればやらせてみる。任命権は裁判所なので、「そんなことできないよ」
と言うかもしれないですけど、門戸を広げてやっていくことも徐々

に検討する時期なんじゃないかと私は思います。以上です。ありがとうございます。

会長（議長）

古澤委員の方から、地域連携ネットワークづくりの点では成功事例の共有を図った方がいいのではないかとということと、市民後見人の養成といったところでは案件を少し選りすぐりし過ぎずに、積極的にもっといろいろな案件を受けてもらったらどうかという御提案をいただきました。御意見として向けていただければと思いますけれど、事務局から何かありましたら。

福祉政策課長
（塚田）

成功事例の件ですが、やはり、先ほど仰っていただいたように難しかったり、失敗したケースを話すのではなくて、やはり、好事例を共有するというのは、自分でもこういう取組を試みようかなと思っていただけたと思います。こういった、先ほどの4ページにあるいろいろな交流会や会議の場がありますので、そういった好事例を披露するような機会も設けていきたいと思います。

会長（議長）

ありがとうございました。他になれば次に進めていきたいと思います。よろしいですか。続きまして、報告事項のウ「成年後見人送付先一括変更の受付件数及び市長申立て件数・報酬助成件数について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

高齢介護課係
長（鈴木）

それでは、高齢介護課から御説明させていただきます。

お手元の資料5を御覧ください。まず、資料の上段「成年後見人送付先一括変更の受付件数について」ということですが、こちらの制度を開始いたしました令和7年4月から令和8年2月までの受付件数を表にまとめさせていただきました。申請ですが、現在、高齢介護課の窓口での受付を基本としておりますが、成年後見人の方が市外在住の場合もございまして、こういった場合には郵送による申請でも受付を対応しているところでございます。申請件数自体は多くはありませんが、ほぼ毎月一定数の申請を受理している状況でして、

表にはないですけれども、3月も現在のところ8件の申請を受け付けております。後見人からの申請が一番多いですけれども、申請いただいた際の後見の先生からは便利だった旨の御感想をいただいているところでございます。

続きまして下の表です。「市長申立及び報酬助成件数・助成額」の表につきましては、令和4年度からの実績を上から市長申立て件数、審判請求費用助成件数、審判請求費用の助成額、報酬費用助成件数、報酬費用の助成額、これを、高齢者・障がい者別にして列挙しております。個別の項目と詳細についての説明は、表のとおりということで省略させていただきますけれども、全体の推移といたしましては、主には高齢者に係る市長申立て件数が年々増加しておりまして、これに連動する形で報酬費用の助成額及び助成件数が増加しているという形になっております。こちらにつきましては、高齢者人口はそもそも増加しているというところもあるのですが、成年後見制度の普及啓発の効果もあったのではないかとというふうに考えているところでございます。引き続き制度の周知に努めていきたいというふうに考えております。私からは簡単ですけれども、説明は以上になります。

会長（議長）

ありがとうございました。只今、御説明いただきましたこの点について何か御質問等ありましたら皆様からお伺いしたいと思います。挙手をお願いいたします。中井委員、お願いします。

中井委員

5番の成年後見人等への送付先一括変更という意味が分からないですけれども、何を送付するのでしょうか。

高齢介護課係長（鈴木）

こちらの仕組みですけれども、成年後見人の方が事務を進めていく中で官公庁から届く書類が、通常ですとその方の住民登録地等に送付されるのですが、これを後見人さんが活動する中で、その方の後見人さんの事務所ですとか、あるいは登録された御自宅とかに全て集約して送ってほしいというような届け出を今までそれぞれの窓口に申請を出していただくという必要がございました。これが、かなり手間で負

	担になるというようなところがありまして、この申請の受付を一つの窓口で全て集約して行わせていただけるといったことができる、そういう旨の手続きになっております。これは基本、後見人さん、あるいは保佐人、補助人の方が申請していただけるというところになっております。
中井委員	何パーセントくらいになりますか。この総数からいったら、まだ、少ないということなんですか。増えてきているということですか。
高齢介護課係長（鈴木）	実際のところ、まだ始まったばかりなので、実際これがこれからどの程度増えていくかというところがあります。主に市長申立てによる後見審判が下りた方についての送付先の変更というところがかなり申請の割合で多く、通常、例えば親族申立てになってきますと親族が既にその方の書類など全ての手続きは終わってしまっているんで、そういう方につきましては、この手続きは特段不要になってくるのかなというところなので、割合が多いかというと、決して多くはないというイメージは持っております。
中井委員	ありがとうございます。
境委員	我々にとってはすごく嬉しい事です。これは任意後見人もやってもらえるのですか。成年後見人だけですか。
高齢介護課係長（鈴木）	家庭裁判所から審判がおり、監督人が付いてからになります。
会長（議長）	中井委員、よろしかったでしょうか。
中井委員	任意後見というのは監督人が必要なんじゃないですか。違うのですか。
境委員	任意後見人には2つあって、任意後見人受任者と任意後見人というのがあります。任意後見契約を結ぶと監督人を選ぶ前もほとんど包括

	的代理権を与えてもらえます。
中井委員	監督人がいない時でもできるんですか。
境委員	監督人がいない時でもできるんです。ただ、今、仰っているのは家庭裁判所の審判が下りてないから、単なる契約上の取引というか、契約上のことなので、裁判所の審判というか、ちゃんと決まり事がないと難しいですねというのが今の質問です。それは未だに市役所の中でも任意後見人受任者が包括的代理権を持っていると知らない人も結構いるので、監督人が付いていなくても、代理権はあります。
会長（議長）	今のお話は、任意後見契約と合わせて、いわゆる任意代理契約を結んでいるので、それに基づいて財産管理ができるという理屈ですよ ね。
境委員	はい、そうです。
会長（議長）	分かりました。他に御質問はいかがでしょうか。中山委員、お願いします。
中山委員	この表で報酬費用助成額、これは、かなり金額が大きいですが、その報酬費用を助成してもらえる人というのは、条件があると思うのですが、その条件をもう一回教えていただけますか。
福祉政策課係長（鈴木）	条件ですけれども、まず1つ目の条件が住民税非課税であること。生活保護利用者も該当するということになるのですが、それと、申請の時点における預貯金、預貯金が100万円以下であるということ。2つの要件を設けております。これに該当しないと報酬の助成は受けられないという仕組みになっているので、高齢者の方の費用の助成を行っているのですけれども、場合によってはこういった資産が後見活動していく中で100万円を超えてしまって、続けて助成が受けられない

	というような方も中にはいらっしゃるというところでございます。
中山委員	引き続きですけれど、生活保護を受けている方、これは助成の対象に入りますか。
高齢介護課係長（鈴木）	生活保護でも資産要件は入りますけれども、今言った預貯金の要件は入りますけれども、生活保護の方も勿論こちらの御利用はできます。
中山委員	そうすると、今、少しお話がありましたけれども、財産条件をよく調べていったら該当しないのではないかとされた場合に、今まで助成した分は返してもらうということはある得ますか。
高齢介護課係長（鈴木）	実際にこちらの方は今、制度をやっているそのような事例が実際ないというところで、これについては、おそらく原則論でいうと返納を求めるような形になると思うのですが、もちろん、後見人さんとお話しを通じてその点は調整させていただくことになろうかと思えます。
中山委員	では、方針は返納させる、という方針なのでしょうか。
高齢介護課係長（鈴木）	そうですね。基本そのように、既に助成を出した後見人さんとは調整することになります。
古澤委員	実際に大原則として、後見人が財産管理をしっかりやっていなくてはいけないんですよ。そのようなことがあってはいけないんですよ。
中山委員	でも、ありえますよね。
古澤委員	確率はすごく少ないと思います。

押田委員	大体その時点でしっかり目録を検査して調べてやるものですから、ほぼ間違いない。
古澤委員	今のところ、聞いたことないですね。
中山委員	ありがとうございました。
押田委員	ちょっといいですか。この場合、相続かなんかで財産を取得した場合は当然対象から外れてしまうというふうに考えてよろしいですね。
古澤委員	その時点ではそうですね。だから、その前はお金がない状態だから、その前は別に返すことはないです。その時点で財産があれば、お金くれませんよという話になります。
中山委員	分かりました。ありがとうございます。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。それでは、御質問も尽きたようですので、報告事項のウ「成年後見人送付先一括変更の受付件数及び市長申立て件数・報酬助成件数」についての議題を終わります。 次に議事事項の（２）その他ですが、せっかくの機会でありますので委員の皆様から成年後見制度の利用促進に関して情報提供や情報共有をしたいことがあれば、この場で御発言いただきたいと思いますが何かございますでしょうか。中山委員、お願いします。
中山委員	資料の３の一番最後のページに、新しい後見制度の見直しのことが載っていますけれども、私は全体的に理解している訳ではないですが、見直しによって今度は必要な事柄について法定後見人を付けて、その必要とすることが終わったならば一度取り消して、また他のことが出てきたならば、また付けるというような格好になると解釈しているんですけども、そうすると、必要とする期間とそれから必要とし

ない期間と、また必要とする期間、その狭間の期間というのが誰も後見人がいない。その人の、被後見人の状況によって継続的に身上看護とか身上保護とか、そういうのは付いていくかもしれませんが、その狭間の期間というのが小田原市として、あるいは、中核機関としてどういう扱いを考えていくのかなと疑問と言いますか、そこを知ってみたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

会長（議長）

今の御質問、どうなるのだろうかというのは、我々も後見実務に携わっている者としてどうなるのかなというふうに思うところです。

福祉政策課長
（塚田）

概要として、まだ、明確なお答えになるかどうか分からないですが、当然それは国の制度が運用指針も含めてこれからなので、どういったケースがあるかということも含めて、もちろん、成年後見制度が必要ないというときの状態というのは何かしら自分達でできるというか、その方が御自身で判断できるという状況になったということが前提だと思うので、そういう意味からすると、やはり不必要にする必要はないですし、そこでもやはりサポートが必要であれば必要なサポートはするのであると思うので、その境界というか、しなくていい状況というのは何なのかというのを、もうしばらくこの法改正の中で明確に示された中で判断することかなと思っています。あくまで後見制度が必要ないというか、この保佐が必要ないという方はその方が御自身で何かしら自立できるという状況だということがあるから必要ないという形になるものと認識しています。サポートが必要であれば適切なサポートをしていきます。

中山委員

そういうことでまだはっきりしていないけれども、空白の時間についてもある程度のサポートが必要な人というのは当然出てくると思います。そうすると、現在、社協さんでサポート事業をされています。そういう必要性を持つ人が今後もっと増えてくるのではないかなと想像をします。そうすると、ここから少し派生してしまうのですが、社協さんの方の中核機関の方のマンパワーが大分本当にオーバーフロー

してくるのであろうかなということを今一番心配します。この段階で将来を予測して、先ほどの話で令和8年度は7年度と同じ体制でいきますよと、9年については、これから考えましょうということですが、成年後見制度の見直しがかかっていることも、ある程度予測しながら中核機関の補強を考えていただいた方がいいのではないかなというふうに感じております。以上です。

古澤委員

今回の民法改正で一番大事なことは、後見人、保佐、補助がついている今の制度で、本当にこれで権利侵害が起きていないのかというその疑問のために民法改正なんです。何故かという、それは守ることも大切ですが、我々が保護しすぎることも実は権利侵害に繋がっているのではないかとというのが世界の主流なんです。だから、過保護にすることで本人の意思決定支援に併害が出ているのではないかとという心配性があるためにこの民法改正を行うというのが大前提なんです。だから、そこら辺はもちろん裁判所も慎重にやっていくし、さっき言った空白期間はどうするのかというその問題が出てこないとは言いません。だけど、実際になんでこれを交代しやすくするかというのは、本人の権利を守るためでもあります。我々が実際にやっていることが権利侵害に繋がっている可能性もあるんです。それを少しでも排除するために民法改正となっているので、まず、成年後見人をやるという者がそこは自覚しなければいけない。今言った空白期間がどうなるかということは、多分大変だと思いますよ。多分社協さんは戦々恐々中だと思いますが、新日常生活自立支援事業などいろいろと聞きますが、そこら辺はやりながら考えていらっしゃると思いますので、なるべく大変にならなければ良いですねと思っていますが、また、いろいろと御協力できればなと思っています。

境委員

少し今の話で、今でも後見人の交代というのは起こっています。前の後見人が、「この人もうダメだ。」と裁判所がこの人にはやらせられないと、これは市の問題ではないんです。裁判所の問題なんです。裁判所が何をやるかと言ったら、この人を辞めさせるという、本当は辞

めさせるというのは横領でもしないと裁判所も辞めさせるという強硬手段を取れない。だから、交代させるという方法を取るんです。私も何回もやったんですが、その時に裁判所は何をやるかというと、次の人を任命するんです。しばらくの間2人が動く。裁判所の方からお前はもう辞めてくれということで、辞任届を出せと、辞任届を出すまで2人が付いている。辞任届が出たら新しい人だけが後見人になる。その空白期間を裁判所は作りません。大丈夫です。少し不思議なことが起こるのは、裁判所がこの人を、要するに報告書を1年も2年も出さないという人になると裁判所も「もうこんな人はダメだ。」と辞めさせると言い始めた。今、すごく厳しくなっている。1回でも報告をしなかったら辞めさせると言いかねないくらい厳しくなっています。それぐらい、不正なことに対して裁判所も強くなっています。そういう人というのは、「辞任届を出せ。」と裁判所が言っているのに辞任届を出さない人間がいます。それで困ることがあって、私がその人のところまで行って「辞任届を出せ。」と言って取ってくる場合があります。だから、言いたいのは、空白期間というのは家庭裁判所は作りません。

会長（議長）

境委員、2人付く時というのは、費用は2人分出るのですか。

境委員

それは、裁判所の方が決めますので、「辞めろ。」と言って辞任届を出していないのに、報酬なんて出さないとは私は思います。私の意見ですけど。報酬は裁判所が勝手に決められますから。「辞めろ。」と言っているのにお前が辞めていないだけじゃないかと言われてしまったら出さないと思います。

会長（議長）

秋山さん、お願いします。

社会福祉協議会（秋山）

中山委員さんに社協の御心配をいただきまして、ありがとうございます。新日常生活自立支援事業について、今の動きを御報告しますと、神奈川県社協で取組を始めるのが令和10年という予定だそうで

す。その時点で市町村社協にはまだきません。今後、その細かい部分でどうなっていくのかというのは、本当にそれぞれの都道府県社協、厚労省がやり取りをしている段階だと思います。そういったものを経て都道府県社協が施行する。さらに、それで良ければ全国の市町村社協に流れていくということになるので、結構、先かなとは思っています。とりあえず、今の情報でいくと令和10年度に神奈川県社協はやる計画ではいるようです。身寄りのない高齢者に対する支援です。

会長（議長）

ありがとうございました。基本的に大きな考えとして認知症や障がいがあっても、地域でその人らしく生活できる体制を作りたいという考えの中での法改正であったりすると思いますので、どこかの機関が大変になるとか周りの支援者の負担が増えるとか、そういった可能性が一時的にあるかもしれませんが、目標として向かっていく方向というのは戻れないところだとは思っていますので、人を増やさないといけないところは増やさないといけないと思いますけれど、なんとか地域の皆さんで手を携えてやっていけるといいのではないかなということで、この審議会もそういう方向を見ていろいろと議論していきたいなところなんです。あと、時間が少しですけども、近委員、何かありますか。

近委員

障がい者総合相談支援センター クローバーの近と申します。この会議にも何年か参加させていただいて、毎回、実践研修を受けているような気持ちで参加させていただいております。私自身サービスを使う方のプランの作成等も行っていて、今保佐人さんが付いていらっしゃる方がお二方いらっしゃるんですが、先ほど境先生からのお話の中で、やはりお一方の保佐人さんがなかなか御本人さんに寄り添っていただけないということがあって、御本人が訴えていることに対して聞く耳をなかなか持っていただけないところがありまして、具体的にお金をどうこうしてしまうとか、そういうことではないのですけれど、身上的な部分でなかなか私達のネットワークは組みにくいなところがありまして、ただ、仕組みとして2人変えるとか、

2人付いて最終的に辞めていただくとか、そういうことが実際にあるということに関してはすごい勉強になりました。ありがとうございます。私、クローバーの方では、様々な障がいをお持ちの方の御相談を受けていますが、所属している法人は知的障がいの方の御支援をさせていただいております。やはり、御本人さんの意思決定に携わる者として、今度、これから始まる新しい後見というのは、私も、研修を1、2回受けたことはあるんですが、まだ全然良く分からない中にあります。ただ、知的障がいの方にとっては良いように考えれば、とても良い仕組みだなと思っております。やはり、実際の年を取っていく年齢よりもどうしても心理検査上はもう少し低い発達年齢の方が多いので、ただ、社会に出て行ってお仕事をしたり、どこか福祉のサービスを受けながらいろいろな地域の方と関わることで、できなかったことがどんどんできていきます。そうすると、やはり車の免許を取りました、結婚をしました、子どもがいますという、私がお子さんの頃から関わってきた方が何人かいる中で、でも後見人さんがいるという状況というのが、御本人さん達にしてみれば、それはもう付けたときに制度の説明はおそらくあったと思いますが、それに対して何かしら想いはあると思います。こういう新しい制度になったことで、やはり良い意味で卒業ができるという仕組みがあるというのは、とっても私もすごく期待しているところではあります。後は、逆に先ほど前段で話したなかなか寄り添っていただけない方、保佐人さんにどうアプローチしていくかというところは、ネットワークを上手く機能させるということも今日お話を聞いて思いました。あと、やはり障がいのある方というのは、すごく理解はしていても発信の仕方が上手ではない方も多いので、そういうところはすごくいろいろなところ、社会生活が問題もなくできていても自分の意見を上手く伝えられなくてトラブルになってしまう方もいらっしゃるので、少し表現方法とかが斑になってしまうことで、権利侵害を受けてしまったり、何かお金の問題で騙されてしまったりとか、そういうこともありますので後見人さんが付かない、卒業できたとしても、やはりそのサポート部分は社協さんの中核機関もそうですが、クローバーのような相談支援機関が見守る

	という立場で支えていけたらいいかなというのを、今日この時間の中で思いました。どうも、ありがとうございました。
会長（議長）	御発言、ありがとうございました。加藤委員、今日は初めてということですが、どうでしたか。感想でも結構です。
加藤委員	初めて参加して、いろいろ問題もあるけれども解決策もあるのかなというふうに思いました。民生委員の私の地区の中で高齢の御夫妻に障がい者の方がいらっしゃるんですが、その方は40、50代ですが、働いていらっしゃいます。しかし、御両親が御高齢で、「亡くなった後にどうしたらいいか。」という心配をされる方がいらっしゃるので、とてもこういう話を聞いて勉強になりました。ですから、またその方と話をしたときに「こういうのがあるんだよ。」ということを説明してあげたらいいかなというふうに思います。
会長（議長）	ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。それではどうでしょう、他に御質問、御意見無ければ、はい、お願いします。
高齢介護課係長（鈴木）	先ほど、中山委員さんの方から成年後見人制度の報酬助成について条件をとということだったのですが、すいません、私が説明したところに一部不足と誤りがあったので改めて説明させてもらってもいいでしょうか。
中山委員	はい、お願いします。
高齢介護課係長（鈴木）	まず、大前提として小田原市に住民登録があるということが前提になります。ただし、例えば市外に住んでいるけれども小田原市の生活保護を利用しているとか、小田原市の介護保険を適用しているという場合は小田原市の方が受付対象になるというところがございます。まず、そういった条件からスタートして、次は収入資産要件という形になってきます。それで、生活保護を御利用の方は助成を受け

られるという形になりまして、次が住民税非課税という方ですけれども、ここに資産要件が付いてきて、お一人の場合につき資産要件が預貯金 100 万円という形になっていて、例えば、被後見人の方が世帯主であって同じ世帯に配偶者の方がいらっしゃった場合、その方を今まで養っていたという形の場合は世帯構成員ごとに 50 万円加算されるという仕組みになっていて、この場合は 150 万円が預貯金の資産要件の上限になるという仕組みになっているので、100 万円は一般的にお一人世帯を想定している預貯金の金額になりますので、その点を御承知おきください。以上です。

中山委員

ありがとうございます。

会長（議長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは御発言も尽きたようですので、議事事項（２）その他を終わります。

次に次第の３「次回議会の日程等について」事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課係
長（松本）

それでは事務局から説明をさせていただきます。２点ほどあります。１点目は、本日の会議に御出席いただいた分の委員報酬につきましては、概ね１か月以内に御指定の口座へ御振込みさせていただきます。御振込みにつきましては、特に御振込みのお知らせはいたしませんので、必要に応じて御記帳により金額等を御確認ください。よろしくをお願いいたします。

２点目でございますが、本審議会の委員の任期は２年間となっておりますことから、８月で２年を迎えることになります。市民公募委員の方を除きまして、各委員の推薦母体の方に、新たに次年度の委員につきまして推薦のお願いをさせていただきますので、こちらも御承知おきくださいますようお願いいたします。以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。それでは、以上で本日の日程は全て終了となります。閉会の前に福祉健康部副部長石井様からご挨拶いただき

福祉健康部副
部長（石井）

たいと思います。

改めまして副部長の石井でございます。本日は、小田原成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況や来年度の事業計画、市長申立ての状況などについて御報告させていただきまして、様々な視点から御意見を賜りましてありがとうございます。会議の中では、議論がございましたとおり、国においては成年後見制度の見直しの議論が進められておりまして、制度も大きく変わろうとしております。私もといたしましても、本日皆様からいただいた意見を参考とさせていただくとともに国の動向もしっかりと注視しながら、令和8年度 of 取組につきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、委員の皆さんにおかれましてもそれぞれのお立場の中で御協力を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先ほども事務局の方から説明させていただきましたとおり、本審議会におきましては、令和6年8月に委員への委嘱を兼ねて最初の会議を開催し、本日を含め、計4回の会議を開催してまいりました。私も審議会に出席させていただきましたけれども、審議会では委員の皆様の専門的な知見に基づく御提案や市民の目線での御意見等、本当に様々な視点から御意見をいただけたと思っております。先ほど資料の5で御説明をさせていただきました、成年後見人等への送付先の一括変更につきましても、この審議会の中で委員の皆様から御意見をいただいた中で、後押しを受けて実現した取組みでもございます。こういった中でいただいた意見は、我々が進めていく成年後見制度の利用促進もそうですけれども、権利擁護支援という部分の中で大変に参考にさせていただいたところでございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど申し上げましたとおり、現在のところ、皆様の任期は8月でございますけれども、任期満了まで本審議会の開催については、今のところ予定しておりませんので、実質的に、今期の委員の皆様にお集まりいただくのは本日が最後という形になります。

改めまして、皆様のお力添えに、心から感謝申し上げますととも

に、皆様の御健勝とますますの御活躍をお祈り申し上げます。

本来ですと、部長の吉田から皆様にお礼を申し上げるところですが、会議の冒頭で申し上げたとおり、体調不良で今日は出席が叶わないというところの中で「くれぐれも皆様によろしくお伝えいただきたい。」ということで申しつかっておりますので、申し述べさせていただきました。皆様、誠にありがとうございました。

会長（議長）

ありがとうございました。それでは、只今を持ちまして令和7年度第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。皆様の御協力により、滞りなく会議を進めることが出来ました。改めてお礼を申し上げます。皆様お疲れ様でした。

一同

お疲れ様でした。